

わたしたち地域住民の
身近な相談相手である **民生委員・児童委員**
体験 してませんか

・・・PROGRAM・・・

① 民生委員・児童委員について動画（約45分）で学んでいただきます。

「地域を支える民生委員・児童委員」

日本福祉大学 教授 小松 理佐子 先生

※令和4年度民生委員・児童委員候補者等育成事業にて作成

② 次の3会場の内1か所で、民生委員・児童委員の活動を体験していただきます。
(主催者にてボランティア活動保険の加入手続きを行います。)

都城会場

日時

3/8 (金)
9:20~11:30

会場

高城生涯学習センター

内容

高城地区民児協にて
定例会の見学
研修(起震車体験)参加
意見交換・質疑応答

定員

5名

延岡会場

日時

3/13 (水)
10:00~11:45

会場

延岡市社会福祉センター

内容

恒富西地区民児協にて
いきいきサロン体験
意見交換・質疑応答

定員

15名

宮崎会場

日時

3/20 (水)
9:00~12:00

会場

権現自治公民館

内容

中央東地区民児協にて
ふれあいサロン体験
意見交換・質疑応答

定員

10名

参加条件

体験で知り得た個人情報の保護に同意いただける方

体験してみたい!方は

2/29

までに⇒



から

お申込みください

「民生委員・児童委員」は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です

☑民生委員法第5条

民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

☑児童福祉法第16条第2項・第3項

民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

民生委員・児童委員に対する給与の支給はありません（一定の活動費は支給） 任期は3年（現在の任期は令和4年12月1日～令和7年11月30日）です

☑民生委員法第10条

民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

市町村ごとに民生委員・児童委員の定数が定められています

☑民生委員法第3条

民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

☑民生委員法第4条

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに置かれる

「民生委員児童委員協議会」（民児協）に所属しています

☑民生委員法第20条第1項

民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

☑児童委員の活動要領第4

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。



県民児協 HP

民生委員・児童委員の活動体験 に関するお問合せは
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 地域・ボランティア課
宮崎県民生委員児童委員協議会 事務局
TEL 0985-25-0539 まで

